

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

(1) 環境学習等とは

環境学習[※]とは、単に環境問題についての知識を身につけるだけでなく、人と環境との関係性、環境と社会、経済及び文化とのつながりについての理解を深め、問題解決に向けて行動できる人を育てるための教育・学習のことを指します。

環境学習は、学校教育などの中だけで行われるものではなく、例えば、電気の付けっぱなしや食事の食べ残しなどの身近な“もったいない”に気付き、自身のライフスタイルを見直したり、ふとしたきっかけで参加したごみ拾いなどを契機に、環境問題に関心を持つなど、日常のあらゆる場面で自ら学び取ることも一つの環境学習です。

本県は、首都圏にありながら、日本有数の砂浜で白砂青松の九十九里浜や、岩礁や砂浜が入り組み変化に富んだ海岸線、緑あふれる房総丘陵の山並みなど、風光明媚で豊かな自然に恵まれています。

また、産業面では、素材・エネルギー産業の国内最大級の集積地である京葉臨海コンビナートを擁する一方で、全国屈指の農林水産県でもあるなど、バランスの取れた産業構造を有しています。

こうした多様な側面を持つ本県は、環境学習を進める上で、絶好のフィールドを有しているとも言え、本県の特徴を活かした環境学習を通じて県民一人ひとりの環境保全の意欲を高め、自発的な環境保全活動へとつなげていくことが重要です。

そして、こうした取組を効果的に進めるためには、県民・NPO・学校・事業者・行政等、多様な主体が適切に役割分担し、連携・協働していくことが必要です。

以上のことから、本計画では、「環境学習」、「環境保全の意欲の増進」、「環境保全活動」、「協働取組」を総称して「環境学習等」と定義し、これを推進していきます。



※環境学習…環境を学ぶという意味を表す言葉として、「環境教育」と「環境学習」があるが、両者に厳密な区分はなく、一般的には同義に使われている。県では、県民一人ひとりが自ら学ぶことの重要性を踏まえ、環境教育と環境学習の総称として、「環境学習」という言葉を用いている。

(2) 環境学習等の必要性

高度経済成長期以降、工業化や都市開発の進展、流通のグローバル化、ICT（情報通信技術）の発達により、私たちの暮らしは便利で豊かなものとなりました。

一方で、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、地球環境に大きな負荷をかけ、地球温暖化や生物多様性の減少などの地球規模の環境問題として顕在化してきており、経済や社会的な問題とも密接かつ複雑に関わり合っています。

このような背景の下、2015年（平成27年）には、環境・経済・社会の統合的向上を実現するための国際目標「SDGs（持続可能な開発目標）」、歴史上初めて全ての国と地域が地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に取り組むことを約束した「パリ協定」など、環境問題解決に向けて、国際社会全体で行動していく枠組みが構築されました。

経済・社会活動がグローバル化している現在、私たちの行動が地球環境に影響を与え、地球環境の変化もまた、私たちの生活に影響を及ぼしており、私たちは、こうした地球規模の環境問題とも無縁ではありません。

特に地球温暖化の進展は、近年頻発している気象災害のリスクを更に高めることが懸念されており、私たちだけではなく、将来世代、そして地球上の多くの生物の存続に関わるほどの危機的な状況に直面しているとも言えます。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は、グローバル化や大都市への人口集中・一極集中のリスクを顕在化させた一方、グリーンリカバリー[※]の考え方や、若者による気候変動への対策を求める活動が広まるなど、経済活動と環境保全の両立等、人と自然の関係性を改めて考える契機になったとも言えます。

このような前例のない地球規模の課題が増大し、環境・経済・社会的な側面が複雑に関わり合っている現代においては、一人ひとりが世界の様々な課題を「自分ごと」として捉え、他者と協働しながら、課題解決に向けて行動することが重要であり、「行動する人づくり」の基盤となる環境学習等を一層推進していくことが必要です。

※グリーンリカバリー…新型コロナウイルス感染症からの経済復興と同時に脱炭素等の環境問題解決に一層取り組み、災害や感染症に負けない強靱な社会を作るという考え方。

コラム 持続可能な社会の実現に向けて私たちができること

地球温暖化や生物多様性の減少などの環境問題を耳にしても、「世界のどこかで起きている大変そうな問題」、「自分たちには関係がない問題」と思ってしまいがちです。

しかし、これらのグローバルな環境問題は、実は私たちの生活とも密接に関連するローカルな問題でもあり、日々の生活の中での無意識な習慣や何気ない行動が、環境への影響をもたらし、私たちの暮らしにも影響を及ぼしています。

もはや気候変動は気候危機とも言われる時代を迎え、環境問題への対応は待ったなしの状況です。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、“あたりまえ”だった日常を一変させましたが、近年は、人と動物の共通感染症など新たな健康問題への対応に、人と動物、そして環境の健全性を一つのものとして捉え、分野横断的に連携して取り組む「ワンヘルス」という考え方も注目されるなど、まさに今、私たちの暮らし方が問われています。

私たち一人ひとりが、自分たちの暮らしと環境との「関係性」を学び、小さなことでも、出来ることから実践していくことが、持続可能な社会の実現に向けた第一歩です。

《気候変動と私たちの暮らしとの関係性》

2019年（令和元年）、本県を襲った令和元年房総半島台風等の一連の災害は、膨大な数の住宅損壊や広範囲で長期にわたる停電など、大きな被害をもたらしました。



このような気象災害の頻発化・激甚化は、地球温暖化が一因とも言われており、気候変動は、私たちの命に関わる問題であると同時に、一たび災害が発生すれば、巨額の経済損失にもつながる問題です。

また、地球温暖化は、生物の生息域の変化などによる感染症リスクの増大、作物の品質低下、栽培適地の変化等、私たちの健康や食生活にも影響を及ぼす身近な問題です。

地球温暖化の原因とされる、二酸化炭素などの温室効果ガスは、モノやサービスの消費、移動・交通など、私たちの日常生活や経済・社会活動のあらゆる場面で排出されており、一人ひとりの意識や行動が少し変わるだけで、問題解決に貢献できます。

《生物多様性と私たちの暮らしとの関係性》

私たちの暮らしは、様々な自然からの恵みに支えられています。これを壊さず、持続可能な状態に保つのが生物多様性の保全です。



ところが実際には、本県においても、人口減少・少子高齢化をきっかけとした森林や農地の放置により、イノシシ、シカ等、特定の野生鳥獣が増え、農作物等に深刻な影響が生じるなど、人と環境の関係性の変化が課題となっています。

人と野生生物とが共存する豊かな環境を維持していくためには、私たちの暮らし方と、私たちに恵みをもたらす生物多様性を一体的に見つめ直していくことが必要です。

普段の生活の中でできる環境に配慮した行動の例

○環境にやさしい商品・サービスを選択する

- 太陽光や風力など再生可能エネルギー由来の電力プランを選ぶ
- 照明のLED化・省エネ性能の高い家電製品への買い替え
- 環境ラベル、フェアトレード、オーガニック製品を選択する



温室効果
ガスの排出
削減

持続可能
な生産・
消費

○食品ロスを減らす

- 食材を必要な分だけ購入する
- 外食では食べきれぬ量を注文する
- すぐに食べきれぬ量であれば、期限が近いものから選ぶ
- 売れ残りやすい不揃いの野菜や果物を積極的に購入する



廃棄される食料の削減

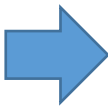


温室効果
ガスの排出
削減

食糧問題
解決への
貢献

○使い捨てを減らす

- 外出の際、マイバッグやマイボトルを持ち歩く
- シャンプーや洗剤などは詰め替え用を活用する



レジ袋やペットボトルなど
使い捨て容器包装の削減



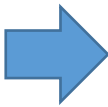
温室効果
ガスの排出
削減

海洋生態
系の保全

海洋に流出する
プラスチックごみの削減

○地産地消・シェアリングエコノミー

- 地域でとれたものを地域で消費する「地産地消」に取り組む
- 自動車や自転車のシェアなどのシェアリングサービスを活用する



遠方からの輸送に
係るエネルギーの削減



温室効果
ガスの排出
削減

地域の
活性化

資源の有効利用

(3) 環境学習等に関する動向

ア 本県における環境学習等の取組

(ア) 千葉県環境学習基本方針

県では、1992年（平成4年）3月に「千葉県環境学習基本方針」を策定し、県民が自主的に学習活動を実践していくことを目標に、指導者の育成など総合的な環境学習の取組を推進してきました。

その後、2003年（平成15年）に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（以下「環境教育推進法」という。）が制定されるなど、環境学習を取り巻く状況の変化を踏まえ、2007年（平成19年）9月に千葉県環境学習基本方針を改定しました。

同基本方針では、「持続可能な社会づくりに向けて、豊かな感受性を育み、問題解決力を身につけ、主体的に行動できる人づくり」を目標に掲げ、県民・学校・事業者・行政など環境学習に取り組む各主体による連携・協働した取組を推進し、指導者の育成、学習教材の作成、各種イベント・講座の実施、学習拠点の連携強化等、学習内容と機会双方の充実を図ってきました。

この基本方針の改定から10年以上が経過し、この間、環境学習等に関する法改正や、SDGsを含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択など、環境学習等を取り巻く状況も大きく変化しており、より一層環境学習等の取組を推進し、あらゆる世代、あらゆる主体の具体的な行動を促していく必要があります。

(イ) 第三次千葉県環境基本計画

県では、1995年（平成7年）に制定した「千葉県環境基本条例」に基づき、1996年（平成8年）に、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「千葉県環境基本計画」を策定し、県民、市民活動団体、事業者、市町村など様々な主体と連携・協働し、環境問題の解決に向けた取組を推進してきました。

2019年（平成31年）3月に策定した「第三次千葉県環境基本計画」では、SDGsの考え方も活用し、分野横断的な施策の展開により、環境・経済・社会的課題の同時解決を目指すこととしており、環境学習等の推進についても、計画が掲げる6つの政策分野に共通する基盤的な施策として位置付けています。

イ 国内外の動向

(ア) 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

2011年（平成23年）6月、環境教育推進法の改正法として、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下「環境教育等促進法」という。）が公布されました。同法では、家庭、職場、地域等のあらゆる場で自発的な環境教育が行われるよう、幅広い実践的人材づくりにつながる認定制度等の充実が図られるとともに、法の目的に協働取組の推進が追加され、民間団体、学校、事業者、行政などの協働の重要性が示されました。（2012年（平成24年）10月完全施行）

また、2018年（平成30年）6月には、環境教育等促進法に基づく、国の環境教育等の推進に関する基本的な方向性や施策を示した「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する基本的な方針」が変更され、体験活動の意義を捉え直し、体験活動を促進していく方向性が示されました。

(イ) 持続可能な開発のための2030アジェンダ

2001年（平成13年）、深刻な状況となっていた開発途上国の貧困等の課題解決に向けた国際目標「ミレニアム開発目標（MDGs：Millennium Development Goals）」が国連で策定されました。

MDGsは、2015年（平成27年）を達成期限とし、極度の貧困の撲滅等、一定の成果を挙げましたが、すべての目標が達成されたわけではなく、先進国における格差の拡大等、新たな課題も顕在化してきました。

こうした中、2015年（平成27年）の国連総会において、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

その中に記載された「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」は、2030年までに達成すべき国際社会全体の目標として、17の目標と169のターゲットを設定し、すべてのステークホルダーが協同的なパートナーシップの下、経済・社会・環境をめぐる広範な課題について、統合的に取り組むことを掲げています。

SDGsが生まれた背景には、開発途上国をはじめ、世界中の弱い立場に置かれている人々の切実な願いが込められており、それは、「我々の世界を変革する」というアジェンダの主題や、前文で謳われている「誰一人取り残さない」という強い決意に表れています。

参考1-1 持続可能な開発目標（SDGs）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センターホームページ

SDGsの目標4「質の高い教育をみんなに」のターゲット4.7では「持続可能な開発のための教育（ESD）」の推進が掲げられています。

ESDは、現代社会における様々な課題を「自分ごと」として捉え、身近なところから取り組むことにより、課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会の実現を目指すための学習や教育活動であり、環境学習を進める上での重要な視点です。

2016年（平成28年）12月に政府のSDGs推進本部で決定された「SDGs実施指針」の中でも、SDGsを達成するための具体的施策として、「ESD・環境教育の推進」が盛り込まれています。

参考1-2 SDGs目標4「質の高い教育をみんなに」ターゲット4.7

「2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。」（出典：外務省ホームページ）

参考1-3 SDGs実施指針（付表抜粋）

《ESD（持続可能な開発のための教育）・環境教育の推進》

「ESD 国内実施計画や環境教育等促進法に基づき、家庭、職場、地域、学校等のあらゆる場で、発達段階に応じた適切な教育が実践されるよう、ESDや環境教育に取り組む多様な主体の連携等を促進していく。学校教育におけるSDGsに関する学習等を通じ、子供たちに持続可能な社会や世界の創り手となるために必要な資質・能力が育成されるよう、2020年度から開始される新しい学習指導要領に基づく教育課程の改善・充実や、学校現場で活用される教材の改善・充実は推進する。」

(ウ) ESDに関するグローバル・アクション・プログラム

2013年(平成25年)、我が国が提唱した「国連持続可能な開発のための教育の10年」の後継として、「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム(GAP)」が採択されました。

また、2016年(平成28年)3月には、「我が国における『ESDに関するグローバル・アクション・プログラム』実施計画」が策定され、ESDの推進が図られています。

2019年(令和元年)には、GAPの後継としての新たな国際的枠組みとなる「持続可能な開発のための教育：SDGs達成に向けて(ESD for 2030)」が国連総会で採択され、ESDの強化とSDGs達成への貢献を通じて、より公正で持続可能な世界の構築を目指すこととされています。

参考1-4 ESD概念図



出典：ユネスコスクールで目指すSDGs- 持続可能な開発のための教育(ESD) (日本ユネスコ国内委員会)

参考1-5 持続可能な開発のための教育(ESD)

ESD=Education for Sustainable Development

人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開発活動に起因する現代社会における様々な問題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、それらの問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、もって持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動です。(ESD国内実施計画(H28.3 ESD関係省庁連絡会議決定)より抜粋)

①人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、

= 「持続可能な開発(Sustainable Development)」の考え方。
今のままでは環境、経済、社会の様々な面で「持続不可能」となってしまう私たちの世界を、「持続可能な社会」に変えていく！

②現代社会における様々な(地球規模の)問題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、

= 持続不可能な社会の要因となる様々な地球規模の問題の存在を知り、それらの問題が自分たちの生活とつながっていることを理解した上で、自分でできることをやってみる！

③問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし。

= 「取組」だけで終わらず、持続可能な社会づくりに必要な価値観や能力・態度の習得など、学習者の「変容」をもたらし！

出典：- ユネスコスクールで目指すSDGs- 持続可能な開発のための教育(ESD) 日本ユネスコ国内委員会

ウ 学校教育等に関する動向

(ア) 教育基本法の改正

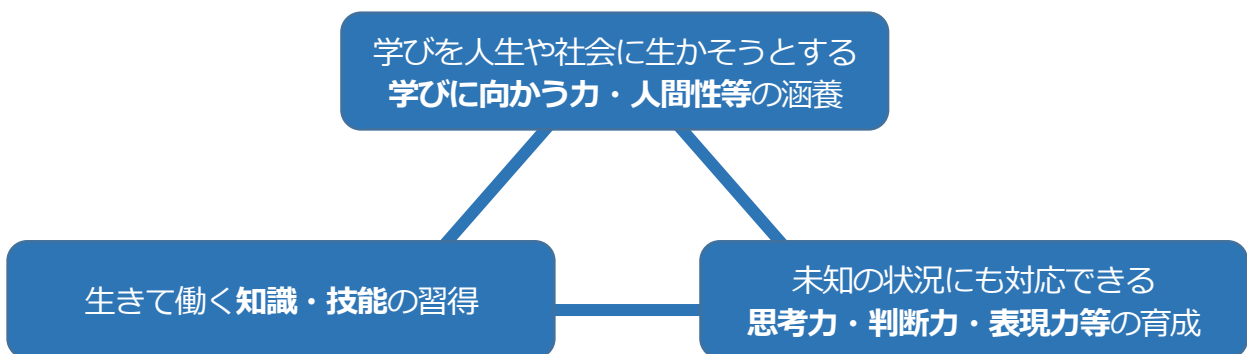
学校教育においては、2006年（平成18年）の「教育基本法」の改正により、教育目標の一つとして「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」と規定され、学習指導要領等において、社会科、理科、技術・家庭科のみならず他教科等においても環境に関する内容が充実されました。

(イ) 学習指導要領等の改訂

2017年（平成29年）以降、順次改訂・実施されている幼稚園教育要領及び小中高の学習指導要領では、その前文において、「持続可能な社会の創り手」に必要な資質・能力を育成することが掲げられ、E S Dの視点により、教科等横断的に学習を進めることが求められています。

また、今回の改訂により、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の視点から学習過程を改善することがポイントの一つとして示されました。未知の課題にも主体的に取り組み、他者との対話・協働により考えを広げ、問題の本質を見出して解決策を創造できる力を育もうとするもので、環境学習を進める上でも重要な視点です。

参考 1-6 学習指導要領で示された育成すべき資質・能力の三つの柱

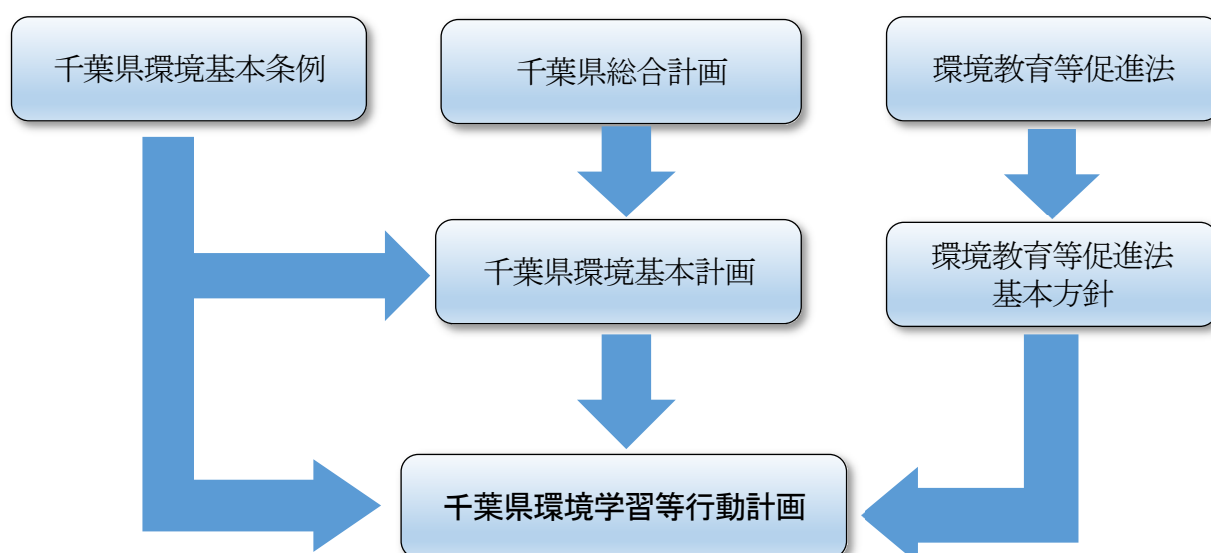


出典：文部科学省ホームページ

2 計画の位置付け

本計画は、環境教育等促進法第 8 条^{※1}に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」として、また、千葉県総合計画及び千葉県環境基本計画並びに千葉県環境基本条例第 18 条^{※2}を踏まえ、本県の環境学習等を推進するための基本的な考え方と具体的な施策等を示した個別計画として位置付けます。

参考 1-7 環境学習等に関する法令・計画の体系図



3 計画期間

SDGs が 2030 年までの目標であることを踏まえ、2030 年度（令和 12 年度）までを計画期間とし、新たな課題や、社会経済情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じて適宜見直しを行います。

※1 環境教育等促進法

（都道府県及び市町村の行動計画）

第八条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

※2 千葉県環境基本条例

（環境の保全に関する学習の推進）

第十八条 県は、県民及び事業者が環境の保全への理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。